

リサイクルセンター整備運営事業

入札説明書

(修正版)

平成 22 年 7 月 9 日

(平成 22 年 7 月 13 日)

一宮市

目 次

I	募集の趣旨	1
II	事業の概要	1
III	事業者募集等のスケジュール	5
IV	入札に関する条件	5
V	入札書類の審査	14
VI	提案に関する条件	15
VII	事業実施に関する事項	18
VIII	特定事業契約に関する事項	20

I 募集の趣旨

一宮市（以下「市」という。）は、リサイクルセンター整備運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。）」（以下「P F I 法」という。）に準じて、P F I 事業等として実施するため、平成 22 年 4 月 28 日に「リサイクルセンター整備運営事業実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。そして、実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業を P F I 事業等として実施することが適切であると認め、P F I 法第 6 条に規定される特定事業に準じる事業（以下「特定事業」という。）として選定し、平成 22 年 6 月 9 日に公表した。

この入札説明書は、市が本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に交付するものである。

事業の主旨及び内容は、実施方針のとおりであり、入札参加者は、この入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。

II 事業の概要

1 事業名

リサイクルセンター整備運営事業

2 事業に供される公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

3 事業実施場所

愛知県一宮市奥町字六丁山 52 番地

4 事業の内容

(1) 事業の目的

リサイクルセンター整備運営事業は、一宮市で発生する一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の適正な処理を行うため、循環型社会に対応したリサイクルセンター（以下「施設」という。）を整備し、運営・維持管理することを目的とする。また、既存粗大ごみ処理施設の解体・撤去を行う。

市は、本事業において施設の整備、運営及び維持管理の業務を民間事業者に一括かつ長期的に実施させることにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等が図られることを目的とする。

(2) 事業方式

本事業は、P F I 法に準じて、選定事業者〔選定された入札参加者の構成員及び入札参加者の構成員が本事業の運営及び維持管理業務を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（以下「S P C」という。）で構成される。以下「事業者」という。〕が、市の所有となる施設について整備、運営及び維持管理を一括して受託する公設民営（D B O）方式とする。

(3) 契約の形態

市は、事業者と、本事業について事業者に施設の整備、運営及び維持管理を一括で委託するために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

また、市は基本契約に基づき、施設の設計を行なう者（以下「設計企業」という。）と施設の建設を行なう者（以下「建設企業」という。）による共同企業体等（設計企業と建設企業が同一企業である場合は当該企業が該当する。以下「共同企業体等」という。）と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。そして、市は、基本契約に基づき、SPCと本事業に係る運営・維持管理業務委託契約を締結する。（基本契約、本事業に係る建設工事請負契約、本事業に係る運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。）

(4) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・整備期間：平成23年4月1日から平成26年3月31日（3年間）

ただし、リサイクルセンター本体については、平成25年3月25日に試運転を終えて完成させること。

- ・運営期間：平成25年3月25日から平成40年3月31日（約15年間）

(5) 事業期間終了後の措置

市は、平成40年4月以降も施設を継続して公共の用に供する予定である。その具体的な方法については、必要に応じて事業者の意見をききながら、市が事業期間内に決定する。

なお、事業者は、事業期間終了時に施設を市の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で、市に引継ぐものとする。

(6) 事業の対象となる業務範囲

- ・事業者が行う業務

ア 本施設の設計

- ①本施設の設計（解体後の不燃・粗大ごみ等ストックヤードを含む）
- ②南側空地の設計
- ③その他関連業務（市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）、市債申請支援及び施設建設に伴う許認可申請支援等）

イ 本施設の建設

- ①本施設の建設（解体後の不燃・粗大ごみ等ストックヤードを含む）
- ②南側空地の整備（緑化）
- ③既存粗大ごみ処理施設等の解体・撤去
- ④その他関連業務（建設企業等が行うべき近隣対応等）

ウ 本施設の運営・維持管理

- ①廃棄物の受入業務（受付・計量、不燃・粗大ごみ等ストックヤードにおける受け入れ、選別作業を除く）
- ②運転管理業務
- ③維持管理業務（施設の維持管理、点検・保守、その他一切の修理業務を含む）
- ④情報管理業務
- ⑤環境管理業務
- ⑥関連業務

・市が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- ①近隣対応（市が行うべきもの）
- ②一般廃棄物処理施設の設置届出
- ③生活環境影響調査手続き
- ④施設建設に伴う交付金申請手続き
- ⑤施設建設・解体撤去に伴う各種許認可の申請・取得
- ⑥建設工事監理
- ⑦その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本施設の運営・維持管理

- ①廃棄物の収集運搬業務
- ②廃棄物の受入業務（受付・計量、不燃・粗大ごみ等ストックヤードにおける受け入れ、選別作業）
- ③可燃・不燃残渣の処理、処分
- ④資源化物の売却
- ⑤見学者への対応
- ⑥本施設外の外構・植栽管理
- ⑦本施設外の警備
- ⑧用水・電気の提供及び排水処理
- ⑨その他関連業務（市が行うべき近隣対応等）
- ⑩契約管理（モニタリング）の実施
- ⑪その他これらを実施する上で必要な業務

(7) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりとする。

ア 施設の整備に係る対価

市は、施設の整備に係る対価について、設計企業と建設企業による共同企業体等に支払う。支払いは、検査を経て速やかに行うものとする。

イ 委託料

市は、SPCが実施する施設の運営・維持管理業務に対する対価を、委託料として運営

期間にわたってSPCに支払う。委託料は、物価変動があった場合、年1回協議する。また、委託料は、固定料金と変動料金（廃棄物等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

(8) 市が適用を予定している交付金について

市は本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは市において行うが、共同企業体等は申請手続きに必要な書類の作成等について市を支援するものとする。

(9) 関係法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

Ⅲ 事業者募集等のスケジュール

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札方式により行う。

2 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

ただし、「一宮市の休日に関する条例（平成 3 年 3 月 28 日条例第 1 号）」に規定する市の休日には、受付を行わないこととする。

平成22年 7月 9日（金）	入札説明書等の公表
平成22年 7月16日（金）	入札説明書等に対する説明会及び現地見学会
平成22年 7月20日（火）～ 7月21日（水）	質問の受付期間（第1回）
平成22年 8月12日（木）	質問回答の公表（第1回）
平成22年 8月20日（金）	参加表明書、資格審査申請書類受付
平成22年 8月30日（月）	資格審査結果の通知
平成22年 9月 1日（水）～ 9月 3日（金）	質問の受付期間（第2回）
平成22年 9月24日（金）	質問回答の公表（第2回）
平成22年10月29日（金）	提案書の受付
平成22年12月中旬	落札者の決定及び公表
平成23年 1月下旬	仮契約締結
平成23年 3月下旬	特定事業契約締結

Ⅳ 入札に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格条件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計企業、建設企業及び施設の運営を行なう者（以下「運営企業」という。）により構成されるものとする。入札参加者を構成する企業数の上限は任意とする。入札参加者は、入札参加者を代表し、市との交渉窓口となる企業 1 社を「代表企業」として定めるものとする。

イ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

ウ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員となることはできない。

エ 落札者は、仮契約締結時までには、一宮市においてSPCを設立するものとし、全ての構成員はSPCに対して出資を行うものとする。なお、入札参加者の構成員以外からの出資は認めないものとし、代表企業が50%を超える議決権割合を有すること。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。

- ①建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ②平成22・23年度一宮市建設工事等参加者名簿に記載されていること。
- ③地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、平成12年度以降に竣工した50t/日以上 of 破砕設備、磁力選別設備、アルミ選別設備を有したリサイクルセンター、リサイクルプラザ、粗大ごみ処理施設等の設計実績を有すること。

エ 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、建屋整備を担当する企業とプラント整備を担当する企業が異なる場合、前者は①②を満たし、後者は③④⑤を満たしていればよい。

- ①建屋整備を担当する建設企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が参加表明書の提出期限日において900点以上であること。
- ②建屋整備を担当する建設企業は、平成22・23年度一宮市建設工事等参加者名簿に格付され、建築工事の業種登録がなされていること。
- ③プラント整備を担当する建設企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が参加表明書の提出期限日において1,100点以上であること。
- ④プラント整備を担当する建設企業は、平成22・23年度一宮市建設工事等参加者名簿に格付され、清掃施設工事の業種登録がなされていること。
- ⑤プラント整備を担当する建設企業は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、平成12年度以降に竣工した50t/日以上 of 破砕設備、磁力選別設備、アルミ選別設備を有したリサイクルセンター、リサイクルプラザ、粗大ごみ処理施設等の建設実績を2件以上有すること。

オ 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。

- ①廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ②地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、平成12年度以降に50t/日以上の破砕設備、磁力選別設備、アルミ選別設備を有したリサイクルセンター、リサイクルプラザ、粗大ごみ処理施設等の1年間以上の運転実績を2件以上有すること。
- ③本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 設計企業及び建設企業においては、一宮市より指名停止措置を受けている者

ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者

エ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者

オ 本事業に係るアドバイザーと関連がある者。

※本事業の業務に関わっているものは、パシフィックコンサルタンツ株式会社である。

カ 直近3年分の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、仮契約締結までの期間に、入札参加者の代表企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則、当該入札参加者は失格とする。

2 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(4) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

(5) 著作権

入札参加者から提出される資料の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、入札参加者から提出される資料の内容を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(8) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、市の上承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示することを禁じる。

(9) 予定価格

本事業の予定価格は、次のとおりとする。

金 6,469,575,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(10) 入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知することとする。

3 入札に関する手続き等

(1) 入札公告（入札説明書等の公表）

平成 22 年 7 月 9 日（金）に入札公告を行い、入札説明書等を次のとおり交付する。なお、市のホームページにおいて、同日から入札説明書等を公表する。

また、入札説明書等に関する参考資料（要求水準書別紙）を平成 22 年 7 月 16 日（金）から平成 22 年 7 月 23 日（金）まで一宮市環境部施設管理課にて配布する。配布対象者は本事業への参加を希望する企業とする。当該資料の受け取りに際しては、予め一宮市環境部施設管理課に電話連絡するとともに、所属する企業の社員証等身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。

ア 交付期間：平成 22 年 7 月 9 日（金）～平成 22 年 7 月 13 日（火）
午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

イ 場所：一宮市環境部施設管理課（一宮市環境センター内 3 階）

ウ 住所：一宮市奥町字六丁山 52 番地

エ 電話番号：(0586) 45-7004

(2) 入札説明書等に対する説明会及び現地見学会

入札説明書等に対する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。なお、説明会及び現地見学会において、入札説明書等の配布は行わないので、参加者各自で用意すること。

ア 説明会

- ①日時：平成 22 年 7 月 16 日（金）午後 1 時～午後 2 時
- ②場所：一宮市環境センター内 3 階研修室

イ 現地見学会

- ①日時：平成 22 年 7 月 16 日（金）午後 2 時～午後 3 時
- ②場所：一宮市奥町字六丁山 52 番地（現地）

※原則として雨天決行

説明会及び現地見学会の参加者は、様式 1 に記入の上、平成 22 年 7 月 14 日（水）午後 5 時まで、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付し、一宮市環境部施設管理課に送付して提出することとする。郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存した CD 等を同封し、受付期間に必着とすること。市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

○Eメール：skanri@city.ichinomiya.lg.jp

○郵送先：〒491-0201

愛知県一宮市奥町字六丁山 52 番地

（3）入札説明書等に対する質問受付（第 1 回）

入札説明書等の内容等に対する第 1 回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成 22 年 7 月 20 日（火）～7 月 21 日（水）午後 5 時

イ 提出方法：質問・意見は、様式 2（Microsoft Excel 形式）に記入の上、一宮市環境部施設管理課に送付して提出することとする。郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存した CD 等を同封し、受付期間に必着とすること。市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

○Eメール：skanri@city.ichinomiya.lg.jp

○郵送先：〒491-0201

愛知県一宮市奥町字六丁山 52 番地

一宮市環境部施設管理課（一宮市環境センター内 3 階）

（4）入札説明書等に対する質問回答の公表（第 1 回）

提出された第 1 回質問に関する回答は、平成 22 年 8 月 12 日（木）より、市ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

（5）参加表明書及び資格審査申請書類の受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を持参（その他の方法による提出は認めない。）により提出すること。

なお、参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届（様式 8）を一宮市環境部施設管理課へ提出すること。なお、入札を辞退した場合に、今後、市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

ア 受付日時：平成 22 年 8 月 20 日（金）午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

イ 受付場所：一宮市環境部施設管理課

ウ 提出書類：様式 3 から様式 7

①参加表明書

②参加資格審査申請書類及び添付書類

- | | |
|----------------------------|-----|
| （ア）会社概要（各構成員） | 1 部 |
| （イ）企業単体の貸借対照表（各構成員の直近 3 年） | 1 部 |
| （ウ）企業単体の損益計算書（各構成員の直近 3 年） | 1 部 |
| （エ）連結決算の貸借対照表（各構成員の直近 1 年） | 1 部 |
| （オ）連結決算の損益計算書（各構成員の直近 1 年） | 1 部 |

- (カ) 上記計算書類に係る監査報告の写し 1部
- (キ) 納税証明書（法人税、消費税、法人事業税、法人市民税の直近3年） 1部
- (ク) その他入札参加者の資格を証する書類の写し 1部

※（キ）の発行日は、入札公告日から参加資格審査申請書類の提出期日までのものとする。

(6) 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、平成22年8月30日（月）までに入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。

(7) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

入札参加資格がないと判断された場合、平成22年8月31日（火）から9月6日（月）までの午前9時から午後5時の間に、一宮市環境部施設管理課に対して書面により説明を求められることができる。説明要求に対する回答を、平成22年9月13日（月）までに入札参加者の代表企業に対し送付する。

(8) 入札説明書等に対する質問受付（第2回）

入札説明書等の内容等に対する第2回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成22年9月1日（水）～9月3日（金）午後5時

イ 提出方法：質問・意見は、様式2（Microsoft Excel形式）に記入の上、一宮市環境部施設管理課に送付して提出することとする。郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存したCD等を同封し、受付期間に必着とすること。市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

○Eメール：skanri@city.ichinomiya.lg.jp

○郵送先：〒491-0201

愛知県一宮市奥町字六丁山52番地

一宮市環境部施設管理課（一宮市環境センター内3階）

(9) 入札説明書等に対する質問回答の公表（第2回）

提出された第2回質問に関する回答は、平成22年9月24日（金）より、市ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(10) 提案書の受付

参加資格が確認された入札参加者から、本事業に関する次の書類を記載した入札提案書類（提案書）を受け付ける。提案書の提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、市は受領書を発行する。

ア 受付日時：平成 22 年 10 月 29 日（金）午前 10 時～午後 2 時

イ 受付場所：一宮市環境部施設管理課

ウ 提出資料

①入札書（様式 9）

入札書は封筒に入れ密封し、事業件名、宛先、入札参加者名を表記して 1 部提出すること。

②入札書類提出書（様式 10）

③事業実施体制図（様式 11）

④設計・建設工事計画提案書（様式 12～様式 18）

⑤運営計画提案書（様式 19～様式 26）

⑥事業計画提案書（様式 27～様式 33）

⑦設計図書

（ア）施設概要（建ぺい率、緑地率及び日照条件等を満足していることが確認できる資料を含む。）

（イ）図面

- ・全体配置図
- ・動線計画図（解体中、解体後）
- ・見学者動線計画図
- ・建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）
- ・各階機器配置平面図
- ・機器配置断面図
- ・外構計画図（南側空地の植栽を含む）
- ・フローシート
- ・鳥瞰図（門扉及びごみ焼却施設事務所側からの視点の 2 点）

（ウ）設計書等

- ・物質収支計算書
- ・用役収支計算書
- ・主要機器設計計算書（性能、容量、数量、構造、材質、操作条件、等）

（エ）解体計画（仮設計画、動線計画、解体工法、再資源化計画）

（オ）工程表

提案書のうち、設計図面以外については、様式 10～様式 33 の順に、各ページの下に通し番号を振り、A 4 縦長左ホッチキス綴じにより、正 1 部副 15 部及び内容を記録したデータ（C D 等）1 式（使用ソフト：Microsoft Word 及び Excel（Windows 対応））を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ 10.5 ポイントにて作成すること。

設計図書については、A 3 版で作成し、前記の順に横長左ホッチキスで綴じ、正 1 部副 15

部を提出すること。

(11) 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。なお、当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。この際に、入札価格の公表は行わない。

ア 開札日時：平成22年10月29日（金）午後3時

イ 開札場所：一宮市環境センター内3階会議室

(12) 提案書に関するヒアリングの実施

入札価格が予定価格を超えていないことが確認された入札参加者を対象に、提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施する。

ア 実施日時：平成22年12月上旬

イ 実施場所：一宮市環境センター内

※時間、場所の詳細については追って通知する。

(13) その他

市が配布する資料及び回答書は、この入札説明書等と一体のものとし、以後、配布するものが本入札説明書等を補完・修正するものである場合には、この入札説明書等の内容に優先するものとする。

なお、次に掲げる入札は、無効とする。

ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札

イ 入札に際して連合等による不正行為があった入札

ウ 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札

エ 入札書の記載事項が確認できない入札

オ 同一事項について他人の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者に係る入札

カ 上記に定めるもののほか、指示した事項に違反した入札

V 入札書類の審査

1 審査委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した「リサイクルセンター整備運営PFI事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において行う。

審査委員会は、以下の6名で構成される。各委員に対し、本事業に関する質問等を行うことは控えること。

委員長	奥野 信宏	(中京大学総合政策学部教授)
委員長代理	藤澤 敏治	(名古屋大学大学院工学研究科教授)
委員	臼井 孝嘉	(公認会計士)
委員	高木 道久	(弁護士)
委員	山口 善司	(一宮市副市長)
委員	濱地 仁	(一宮市建設部長)

2 審査の手順及び方法

(1) 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

(2) 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、審査委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。

(3) 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

(4) 審査結果

審査結果は公表する。

VI 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類等を作成すること。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

1 計画地条件

計画地	愛知県一宮市奥町字六丁山 52 番地
敷地面積	約 39,000 m ²
用途地域等	都市計画区域内 市街化調整区域
容積率	200%
建ぺい率	22%以下（既存ごみ焼却処理施設等を含む）

2 施設整備の概要

名称	リサイクルセンター
施設概要	<p>○リサイクルセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ・不燃ごみ処理設備 市内から排出される不燃ごみ、粗大ごみを受け入れ、破碎し、磁選及びアルミ選別し資源化する。選別後の不燃残渣は埋立処分する。 施設規模：5 t / 5 h（鉄くず 1 t を含む。なお、鉄くずについては、破碎処理を原則とするが、必要としないものは、ストックヤードに保管する。） ・空き缶・金属類処理設備 市内から発生する空き缶（スチール缶・アルミ缶）、金属類を受け入れ、破袋・除袋し、処理不適合物除去し、磁選及びアルミ選別して資源化する。 施設規模：9 t / 5 h ・情報展示スペース 見学者説明は市が行う。 ・管理居室 運転員・作業員が使用する居室等のスペース（運転員控室、作業員控室、会議室、便所等） <p>○不燃・粗大ごみ等ストックヤード 市民から直接搬入された不燃ごみ・粗大ごみ等の一時保管、粗破碎の作業スペースとして整備する。なお、受け入れ、選別等の運転は市が行う。</p>

3 解体施設の概要

	単位	粗大ごみ処理施設
施設規模	t/日	回転式破砕機：50t/日 切断式破砕機：10t/日
竣工年度	—	S63年3月
方式	—	破砕選別方式
建築面積	m ²	1,488.59
延床面積	m ²	2,202.54
階数	—	地上：2階
主要構造		鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
基礎構造		杭基礎

※既存のマットレス解体所を使用しない場合は、本事業において解体する。

4 施設の設計・建設工事の提案に関する条件

本事業の範囲である「本施設の設計」、「本施設の建設」については、要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

5 施設の運営・維持管理の提案に関する条件

本事業の範囲である「本施設の運営・維持管理」については、要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

6 事業計画の提案に関する条件

(1) 施設の整備に係る対価

市は、施設の整備に係る対価について、建設請負契約に基づき、設計企業と建設企業による共同企業体等に支払う。支払は、基本的に出来形部分に応じて支払うものとする。

なお、建設請負契約に定める著しい物価上昇があった場合等を除き、物価上昇に起因するリスクは事業者の負担である。

(2) 委託料

市は、SPCが実施する施設の運営・維持管理業務に係る対価を委託料として、運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、運営・維持管理業務委託契約に基づき、施設の運営期間である平成24年度（第4四半期）～平成39年度の約15年間において、年4回（6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日までの各四半期を各回の支払対象期間とする。）の計61回支払われるものとする。

また、委託料は、固定料金と廃棄物の処理量等に応じて変動する変動料金からなるため、固定料金については四半期あたりの料金を、変動料金については、廃棄物量1トン当たりの単価を提案すること。ただし、平成24年度第4四半期の支払いのうち固定料金については、提案する四半期あたりの料金に7/90を乗じた金額を支払うこととする。

委託料は物価変動に基づき年一回改定することができるものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。物価変動の判断に用いる指標としては、消費者

物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）とすることを原則とするが、当該指標以外を用いる必要性がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議する。

なお、入札価格の算定にあたっては、下表の「入札価格の算定に用いる搬入廃棄物量」に示すごみ量があるものとする。

表 入札価格の算定に用いる搬入廃棄物量

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
不燃ごみ、粗大ごみ	212 t	10,353 t	10,344 t	10,337 t	10,309 t	10,278 t
空き缶、金属類	34 t	1,925 t	1,924 t	1,921 t	1,917 t	1,911 t
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
不燃ごみ、粗大ごみ	10,250 t	10,222 t	10,194 t	10,194 t	10,194 t	10,194 t
空き缶、金属類	1,905 t	1,899 t	1,894 t	1,894 t	1,894 t	1,894 t
	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度	平成 39 年度	合 計	
不燃ごみ、粗大ごみ	10,194 t	10,194 t	10,194 t	10,194 t	153,857 t	
空き缶、金属類	1,894 t	1,894 t	1,894 t	1,894 t	28,588 t	

(3) リスク管理の方針

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の整備及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

この考え方にに基づき、リスクの負担者、負担方法を特定事業契約書（案）に示す。

(4) 保険

工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、共同企業体等が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、共同企業体等は火災保険及び第三者賠償保険に加入することとする。同様に、SPCは、運営期間において第三者賠償保険に加入することとする。

なお、市は、本施設の引渡しを受けた以降、所有者として、本施設に係る建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。

(5) 法制上及び税制上の措置ならびに財政上及び金融上の支援に関する事項

ア 市は、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。

イ 市は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わない。

VII 事業実施に関する事項

1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、特定事業契約を解除することができる。

(2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解除することができる。

(3) 前号 2 号の規定により市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

3 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。

(2) 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

4 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

(1) 設計建設期間中において、市は、相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、建設工事請負契約を解除することができるものとする。

(2) 運営維持管理期間中において、市及びSPCは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、運営・維持管理業務委託契約を解除することができるものとする。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

6 市による事業実施状況の監視（モニタリング）

市は、事業者が実施する本施設の整備及び運営・維持管理について、モニタリングを行う。

モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

(1) モニタリング

市は、SPCが実施する委託業務及びSPCの財務状況の把握を目的に、定期的又は随時に、公正な視点からのモニタリング（監視）を行うこととする。具体的には、計画書、業務報告書、質疑回答書等の書面を通じて実施する他、現地調査、ヒアリング（事業者、利用者）等により実施する。また、市は、必要に応じて専門家等の意見を参考にモニタリングを実施する。

(2) 支払の減額等

運営・維持管理業務委託契約、要求水準書で定められたサービス水準及び事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については業務委託契約に規定するが、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。

①サービス水準の充足

②上記①を満たさない事項が市に及ぼす影響度

③上記①を満たさない事項に対する改善

（市が提示する是正期間内であればペナルティなしとする。）

Ⅷ 特定事業契約に関する事項

1 契約手続

- (1) 市は落札者を決定し、落札者と基本協定を締結する。
- (2) 落札者はSPCを設立し、これに市と基本仮契約をさせ、また自らも締結する。
- (3) 基本仮契約の合意内容に基づき、市は、共同企業体等と建設工事請負仮契約を締結する。
また、SPCと運営・維持管理業務委託仮契約を締結する。
- (4) 契約保証金は、建設工事請負契約については契約金額の10%とする。ただし、共同企業体等が、請負代金額の10%の履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結したときは免除する。また、運営・維持管理業務委託契約については、年間委託料の10%とし、各事業年度の業務開始日前までに納付することとする。ただし、SPCが、年間委託料の10%以上の履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結したときは免除する。
- (5) 特定事業契約は、市議会の議決を経た場合に本契約となる（平成23年3月予定）。

2 その他

- (1) 市は、特定事業契約の締結にあたっては、一宮市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第4号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を要する。
- (2) 事業予定者が特定事業契約を締結しない場合は、総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行う場合がある。